

早川町・身延町・南部町医療事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(令和7年9月1日条例第18号)

長期継続契約の締結に関しては、身延町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年身延町条例第9号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。